

新税の検討について

- 1 法定外税について
- 2 新税（案）の概要
- 3 税区分
- 4 課税客体・納税義務者
- 5 非課税事項
- 6 経過措置（課税対象の範囲）

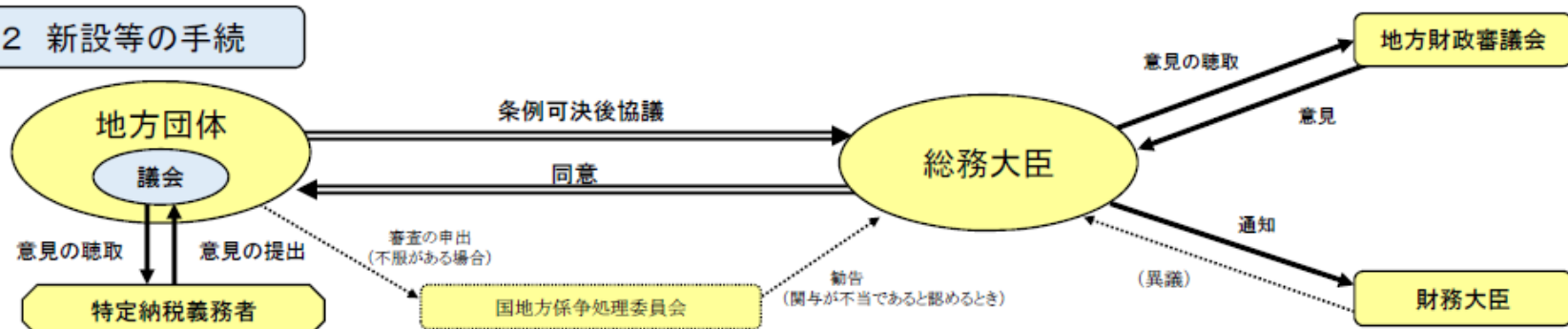
1 法定外税について

1 法定外税

出典：総務省HP

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。
平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。
また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会での納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

同意基準

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。

(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

1 法定外税について

出典：総務省HP

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的のものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないことを認められることをいうものである。

1 法定外税について

法定外税の検討に際しての留意事項

出典：総務省HP

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

2 新税（案）の概要

項目	事務局案
税区分	法定外普通税
課税客体	森林の開発区域内に設置した再生可能エネルギー発電施設
納税義務者	森林の開発区域内に設置した再生可能エネルギー発電施設の所有者
非課税事項	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に規定する市町村が定める促進区域内の認定事業 等
経過措置	稼働済み及び着工済みは課税対象外
課税標準	(検討中)
税率	(検討中)
徴収方法	(検討中)
課税を行う期間	(検討中)
税収の用途	法定外普通税とし、特に用途は設けないが、税収があった場合は、再エネ施設の適地誘導策や地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用

3 税区分

法定外目的税

森林を開発しての再エネ設置により発生する行政需要を賄うための課税



税の導入目的と相違

法定外普通税

課税により経済的な負担が重くなる状況をつくり出し、政策誘導(再エネによる森林開発抑制)の手段として用いる。

- ・ 同様の法定外税の実例として、豊島区の「狭小住戸集合住宅税」あり
- ・ 法定外普通税とし、特に用途は設けないが、税収があった場合は、再エネ施設の適地誘導策や地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用

4 課税客体・納税義務者

(1) 課税客体

森林(※1)の開発区域(※2)内に設置した再生可能エネルギー発電施設(※3)

※1 森林法に規定する**国有林**(第2条第3項)又は**地域森林計画対象民有林**(第5条)をいう。

≒森林(県土の約57%)のほぼ全て(99.9%)が該当

→**森林開発を伴う再エネ計画を網羅**

※2 開発行為(立木の伐採や、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為)が行われた土地で構成される区域をいう。

※3 対象となる再生可能エネルギー種については別途検討。

(2) 納税義務者

森林の開発区域内に設置した再生可能エネルギー発電施設の**所有者**

(3) 開発面積の下限について

小規模開発及び事業区域の一部のみが森林にかかる場合は対象外とするよう、課税対象となる森林の開発区域の下限面積を検討

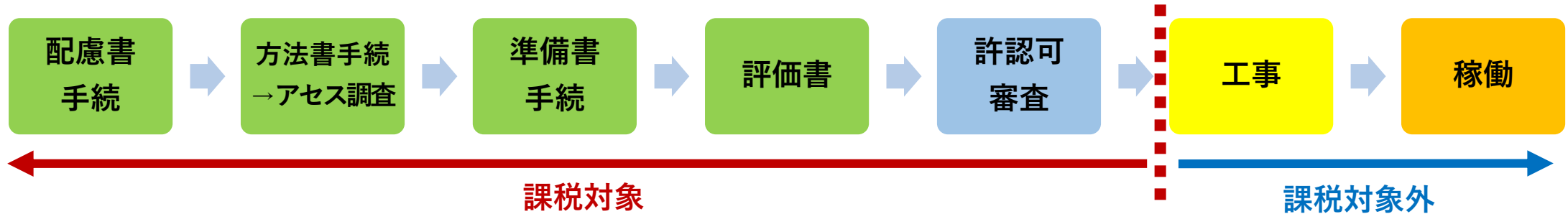
5 非課税事項

「促進区域」内の認定事業は非課税とする

- 県にとって「再エネの最大限の導入」と「地域と共生する再エネの促進」は進めなければならない施策。
- 税の目的は、単に山林などにおける「再エネ施設の設置抑制」だけでなく、平野の未利用地などの「適地への誘導」と両輪にする必要がある。
- そのため、改正温対法により設定される「促進区域」内の認定事業等（※）については、設置される再エネ施設を「非課税」とし、適地に誘導することが適当。
 - ※ 市町村が認め、県が認定した事業については、認定事業に準じて非課税とすることも検討（資料2 12ページ参照）。
- こうした税の目的は、再エネの最大限導入を進める国の施策とも合致しており、総務大臣の同意の要件である「国の経済施策に照らして適当」を満たすものである。

6 経過措置（課税対象の範囲）

< 手続きの流れ >



1. 稼働済み及び着工済みは除く

山林などにおける「再エネ施設の設置抑制」と、平野の未利用地などの「適地への誘導」が狙い
⇒ 既に設置され、政策誘導の余地がない既存施設に対し課税する必要がない

2. 行政手続き中は対象とする

環境アセスなどの行政手続き中の場合、計画変更が可能なことから、課税対象とする